

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.18

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟  
TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

## 本年3月22日に豊富町にネットワーク設立

平成18年度1年を振り返ると、4月には全道で絵画の取引に係わる名義貸しや、高額な絵を購入し、購入した業者の口車に乗って絵を貸したために、その後に会社が倒産、絵は行方不明となり高額な信販契約だけが残ったなどの「ブルームーンファインアート事件」が発生しました。その後も同様の手口を行っていた呉服店や宝飾品店が倒産し、若年者から高齢者まで幅広い年代に被害が発生しました。これらの事件には札幌弁護士会消費者保護委員会の弁護士による説明会の開催や有志による弁護団の結成など、積極的な活動がみられました。

更に、認知症などで判断能力が低下した高齢者を狙った強引な布団の次々販売業者「アルファクリエイト事件」やSF商法の「恵比寿広販」、悪質リフォーム業者の「ワールド」や「北日本ホームクリエイト」の逮捕事件、若年層を狙った悪質なダイヤのアポイントメントセールス業者「M・プランニング」などの逮捕事件も新聞紙上をにぎわしました。これらの事件の対応により道警への信頼感が一層高まった事件と考えます。

また、道はマルチ販売業者「ジーラックス」や換気扇フィルターの訪問販売業者「(有)ホームサービス」に業務停止命令を出すとともに、北海道経済産業局も資格商法の電話勧誘業者「テクノビジネス」に業務停止命令を行うなど、私たちの身の周りで様々な悪質商法の被害が発生していることがより身近に感じられた1年であったと言えます。関係各位のご尽力に心から敬意を表しますとともに、障害を持っている方や判断能力が低下した高齢者や社会経験が少ない若年者が安心して暮らせる北海道の実現のために一層のご協力を宜しくお願いいたします。

北海道立消費生活センターでは、このような被害に遭わないように啓発講座も行ってありますが、高齢者の講座の中で「騙されやすさ心理チェック」を行ったところ、一番多かったのは「自分の周りにあまり悪い人はいないと思う」との回答でした。次いで、「相手に悪いので人の話を一生懸命聞く」「人から効いた、良かったと聞くとやってみたいと思う」「迷惑を掛けたくないで家族にも黙っていることがある」「人から勧められると断れない方である」の順の回答でした。この結果は、高齢者がいかに人が良いかを証明しています。このような高齢者の被害を未然に防ぐためにも市町村における「消費者被害防止地域ネットワーク」は必要で、その意味からも、新たに豊富町にネットワークが設立されたことを、心から歓迎いたします。

### 内閣府の「見守り新鮮情報メールマガジン」受信のための登録のお願い

内閣府では、昨年8月から悪質商法の情報を高齢者に接している周りの方々に迅速に届けることで注意喚起を図る目的で、「高齢者見守りネット:悪質商法早期警戒情報(見守り新鮮情報)」を発信しています。ネットワークの関係団体でまだ未登録の団体は、ぜひ、「見守り新鮮情報」へ登録し、情報の積極的で効果的な活用をお願いします。

[パソコンでの登録先] <https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/form/000001/register>

[ 厳 重 注 意 ]

## 再び活動を始めた悪質リフォーム業者に注意！

[ 対 象 : 高 齢 者 ]

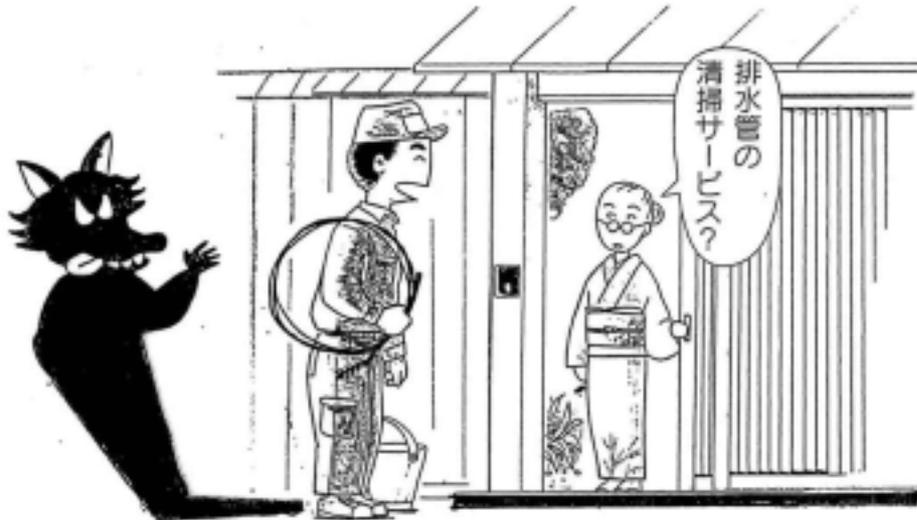
[北海道立消費生活センター]

排水管洗浄などを騙り床下の改善工事を次々と契約させる悪質リフォーム業者の問題がテレビや新聞紙上を賑わして以降、悪質リフォーム業者の動きは静かになっていました。しかし、最近、活動が再び活発化している気配がありますので十分に気をつけましょう。

特に、過去に契約経験のある高齢者宅などが狙われやすいので十分な注意が必要です。

これらの被害を防ぐためには、高齢者が住んでいる周囲の人々や町内会の役員、ヘルパーなどの「見守り」や「気づき」が必要となっています。

もし、周り的高齢者宅で工事が行われていたら、迷わず声をかけましょう。



### 悪質リフォーム業者から身を守るポイント

日頃から、町内や隣人と声を掛け合いましょう。

高齢者宅に見慣れない業者が出入りしている場合は、迷わずに声をかけましょう。

知らない業者に工事を勧められても直ぐに契約せずに、複数の業者にみてもらいましょう。

もし、工事が終了していても、8日間以内であればクーリング・オフが可能です。

あきらめずに直ぐ周りの人に相談しましょう。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、あきらめずに消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。